

上下水道に関する手続き方法

(開始・中止・料金の納付方法)

お問合せ先 知立市役所水道課
〒472-8666 愛知県知立市広見 3-1
電話 0566-95-0132
FAX 0566-84-0057
メール suido@city.chiryu.lg.jp

開始・中止希望日の**3日前までに**以下の方法で申請してください。

★休業日に申請があった場合は、翌業務日以降に書類を受付しますので決まりましたらお早めに申請を！★

① 来庁による方法 持ち物は特にありませんが、料金のお支払いを口座振替希望される場合、金融機関お届け印と通帳等をご持参ください。

- ・ 知立市役所（知立市役所ホームページアドレス <http://www.city.chiryu.aichi.jp/>）
市役所業務日（平日の月～金）午前8時30分～午後5時15分に2階北側の水道課へお越しください。

※時間外は、1階北側の時間外窓口で取り次ぎをいたします。書類は翌業務日に受付しますのでご了承ください。
また、各種お問い合わせは業務日に水道課までお願いします。

② FAXによる方法

市役所業務日（平日の月～金）午前8時30分～午後5時15分に電話で様式を請求するか、知立市役所ホームページ内の申請書様式集又は水道のページから様式をダウンロードし、様式を専用FAX番号（0566-84-0057）へ送信してください。

③ インターネットによる方法

あいち電子申請総合窓口のホームページ (<https://www.shinsei.e-aichi.jp/toppage-aichi-t/>) へアクセスし、申請をしてください。受付は24時間可能ですが、メンテナンス等の関係で利用できない場合があります。また、操作方法は直接電子申請窓口へお問い合わせください。

なお、電話での受付は行っておりません。上記のうちいずれかの方法でお願いします。本人でなく代理人(業者)の申請でも結構です。

料金のお支払方法 2カ月ごとに納付していただきます。納付方法は次のいずれかの方法でお願いします。

- ① 口座振替 ※検針した月の翌月10日（金融機関休業日の場合は翌営業日）に引落します。
以下にある金融機関の本支店の普通預金口座か当座預金口座であれば可能です。金融機関お届け印と通帳等（口座番号と店名）を持参して水道課窓口か金融機関窓口にて申請をしてください。

三菱東京UFJ銀行・あいち銀行・名古屋銀行・三十三銀行・碧海信用金庫・岡崎信用金庫・豊田信用金庫・西尾信用金庫・愛知県中央信用組合・あいち中央農業協同組合・ゆうちょ銀行

※申請が完了するまで1か月程度かかることがあります。また、市内での引越しの場合でも住所が変わるため再度申請をお願いいたします。

- ② 窓口払い ※検針した月の月末に納付書（ハガキ）を送付します。
上記金融機関の窓口（一部除く）、納付書に書いてあるコンビニエンスストア、市役所のいずれかで納付期限内にお支払いください。期限を過ぎたものは使えない場合があります。